



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。今回で、「山田会計事務所だより」も240号になります。毎月一回の作成ですので、早いもので初回からまる20年になります。ご愛読ありがとうございます、また今後ともよろしく願いいたします。

## 通勤手当の非課税限度額について

法人・個人事業者のもとへ、年末に意味の分からない葉書が税務署から届いています。多くの方から「これなんですか?」と困惑気味の問い合わせがありました。

内容は「源泉所得税の改正のお知らせ」「通勤手当の非課税限度額が引き上げられました」といったものです。

「平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第338号)が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、平成26年10月20日に施行され、**平成26年4月1日以後**に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。」とのこと

12月に送付され、4月に遡って通勤手当の非課税金額を改正するといったおかしな通知です。すでに会社では「給与計算」「退職者の手続き」等が終わっています。半年も前のことを急に決めなおし、通知が間に合わず葉書で案内を2ヶ月後に大金(税金)を使って通知する。まったく不合理な案内です。

**改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。**

	課税されない金額		
	平成26年4月1日以後	改正前	
片道	55km以上	31,600円	24,500円
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	45km以上55km未満	28,000円	
	35km以上45km未満	24,400円	20,900円
	25km以上35km未満	18,700円	16,100円
	15km以上25km未満	12,900円	11,300円
	10km以上15km未満	7,100円	6,500円
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	2km以上10km未満	4,200円	4,100円
	2km未満	(全額課税)	同左
交通機関又は有料道路を利用する他、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額	同左	同左
	1か月当たりの合理的な運賃等の額との金額との合計額		同左
最高限度	100,000円		